

1. 日時：平成30年10月5日（金）15時00分～16時30分
2. 場所：高松サンポート合同庁舎北館 13階 災害対策室
3. 委員：橋本委員長、石原委員、紀伊委員、倉内委員、政岡委員、武藤委員
四国地整：局長、次長兼総務部長、企画部長、建政部長、河川部長、道路部長、用地部長 他

■再評価対応方針（原案）4件の審議

・高知海岸直轄海岸保全施設整備事業（重点審議）

（上記について、事務局から資料3-1、3-2-1により説明）

委員長：

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ご意見はありませんか。

委員：

2点ほどお伺いします。まず1つは、整備方針を静的養浜から動的養浜に変更するということですが、動的養浜の場合、事業期間が完了した以降も養浜が必要となり事業費がかかることとなります。その養浜の費用はどのように考えられているのでしょうか。それと、もう1つは、対策の中に地震による地盤沈下への対応がありますが、それは沈下量を見込んだ堤防の嵩上げという理解でよろしいでしょうか。

事務局：

1つ目の動的養浜についてですが、移動限界水深が当初計画想定時よりも深くなっており、事業費の増大が懸念されることから、養浜は必要にはなりますが、現実的な整備方針へ変更させていただいております。また、養浜の費用については、維持管理費として完成後50年間の養浜の費用を見込んだ上で、B/Cを算定しております。

2つ目のご質問についてですが、基本的に施設計画規模の津波に対してはハードで対応することが、地震・津波対策の基本であり、地震直後の地盤沈下も考慮して、施設計画規模の津波を越えさせないということ考えています。

委員長：

他にございませんか。

委員：

1点お伺いします。突堤についてですが、今回の計画変更により既にできている突堤で完了になるということだと思いますが、そもそも、今できている突堤でも効果はある程度あるのでしょうか。

何を聞きたいかという、今まで150m整備してきた突堤が無駄ではなかったのかということをお伺いしたいと思います。

事務局：

19 ページをご覧ください。戸原工区に5号と記載された、まだ延伸していない突堤がありますが、この周辺は今もかなり侵食が進んでおります。既にある程度延伸している1号から4号と相対的な侵食状況を鑑みましても、今までに延伸してきた突堤が、効いていることから、150mまで延伸することで効果があるものと考えています。今までやってきたことは、効果的に機能していると考えております。

委員長：

はい、ありがとうございました。他にございませんか。

委員：

私は高知に実際に住んでおりますので、このヘッドランド等の効果について、少しお話できたらと思います。既に、南国工区では完成しているところがあると思いますが、実際この辺りを見に行くと、やはり砂浜が増えているのを実感できる場所です。これから地震が30年以内にかかなりの高い確率で発生するという事実と、後、高知は頻りに台風が通過する場所であり、春野地区などはいつも高波で被害を受けている場所ですから、大規模な工事により被害を完璧に防ぐというのは実現性がなかなか難しいと思うので、それよりは少しリスクがあっても、幅広く被害が少なくなるような整備を大変期待しておりますので、この手法が良いと私は考えております。

委員長：

はい、ありがとうございました。他にございませんか。

委員：

20 ページの費用対効果のところ、前回評価と今回評価で総便益が大きく変わったという説明がありましたが、その説明の中で、評価の時点を変えたことによって、大きく変わったという説明がありました。そこで確認ですが、前回評価時は事業が完成した時点から便益が発生すると評価をしていたが、今回は、既に完成している箇所もあり、その完成している箇所が発生している便益を将来に渡って積み上げて評価した結果、前回から総便益が大きく変わったという理解でいいのか教えて下さい。

事務局：

例えば新居工区の突堤では、当初300mの計画で、新居工区が完成するのが、我々の計画では平成73年でしたが、今回150mの突堤に計画を見直しました。新居工区の突堤は、前回評価の時には平成74年以降しか便益が発生しないように計算をしておりましたが、平成21年に既に150m完成していますので、今回評価では平成22年以降に便益が発生するように計算しているため、総便益が大きくなっています。

委員：

前回評価の時も、本来であれば早めに便益が発生していたということになるのでしょうか。

事務局：

実際の事象としては、前回評価時と変わっていませんが、事業評価のルール上、全て完成しないと便益を計上しないことにしているため、総便益の現在価値化する前の便益はほぼ同じですが、今回、事業計画の見直しにより便益の発現を前倒したことにより、大きな差が出ています。

委員長：

はい、ありがとうございました。他にございませんか。

委員：

この事業だけの話ではなく、事業評価全体としてお伺いします。12 ページに事業の必要性ということと人口、世帯数の変化や地元の産業について記載されていますが、これは、これまでの変化のみについて記載されていると思われます。これを今後の例えば人口減少であるとか、地元の産業構造の変化に基づく将来予測といったものを取り入れて評価する動きに今後はならないのでしょうか。

もちろん、事業評価について定まったマニュアルがあるので、それで評価しているわけですが、一方でもう人口が減少して産業構造が変わることは間違いない話で、なおかつ色々な予測も出ています。

それを考えると、この事業の必要性の中で毎回、人口、世帯数、産業のこれまでの変化についてのみ記載していますが、少しアンバランス感を感じます。もちろん、これまでの変化も重要な情報ですが、一方でこれらが今後変化していくと事業効果にも影響してくると思っています。これは四国だけの話ではないと思えます。

事務局：

22 ページをお願いします。感度分析を変動幅±10%で実施しております。人口というのは急激に減るわけではなくて、漸減していくことからしますと、この±10%の変動幅というもので、ある程度の吸収はできていると思っています。

委員長：

この変動幅の±10%で吸収しているというか、予測しているということですね。

はい。よろしいですかね。

それでは大体、ご意見が出たようなので、意見の整理を行いたいと思います。事業継続とする事業者の判断は妥当ということで、いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは了解していただいたということで、次の審議に移りたいと思います。続きまして要点審議は一括審議としますので、要点審議の道路事業3件まとめて説明をお願いいたします。

- ・一般国道 55 号 高知南国道路（要点審議）
 - ・一般国道 55 号 南国安芸道路（要点審議）
 - ・一般国道 55 号 南国安芸道路（芸西西～安芸西）（要点審議）
- （上記について、事務局から資料 4-1、4-2-1 により説明）

委員長：

はい、どうもありがとうございました。道路事業 3 件についての要点審議に入りたいと思います。ご意見はありませんか。

委員：

今回、3 便益以外の便益を参考で出していただいて、その便益がかなり大きいと考えます。ただ、出していただいた便益にはサプライチェーンが崩れて経済的に損失を被ることは含まれていませんので、それを含めた場合はさらに大きくなるだろうと思います。事業毎では高知南国道路の B/C が低めかなと思いますが、先ほどの便益を含めると充分大きいと思っていますので、基本的には問題ないと思っています。

お伺いしたいのが、5 ページのところです。今回、センサスのデータが変わっていて計画交通量が増えています。これについてトレンドとして、どの様になっているのか分かりますか。計画交通量が増えているところがやや気になっており、何が起きているのか少しお伺いしたいところです。

事務局：

トレンドが大きく変化しているとは聞き及んでいませんが、今回をしてみると、高知市内から東部地域の OD が、変化しているという特性がありました。想像するには、最近、東部地域にかなり工業団地が立地してきており、その影響でそこに通勤される方々や、物流が増えていることが想像できます。また、平成 27 年度以降には高知東部自動車道の部分開通がありますので、さらに交通量が伸びてくるのではないかと考えております。

委員長：

計測方法が変わったわけではなく、新しいデータを使用すると計画交通量が増加したということでしょうか。

事務局：

そうです。四国全体で見ると計画交通量が減少した区間、増加した区間もあり、今回の区間については増加しています。

委員長：

よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。

委員：

平成 42 年の計画交通量を想定して便益が算出されていると思いますが、道路が開通することで、工場が誘致されるというような、誘発交通を加味して計画交通量は想定されているものではないという理解でよろしいでしょうか。

事務局：

計画交通量を算出する際には、主に人口の増減は長期トレンドとして、特にこれからの減少傾向を加味しており、また免許の保有率なども加味しますが、企業がどう立地するかは、想定し難いため加味していない状況です。

委員長：

よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。

委員：

今回事業費が増加した 1 つの理由が、圧密が想定よりも進んでいないということですが、この高知南国道路の事業箇所は、そもそも非常に厳しい場所のため、事業費が高くなってしまい、今の便益の算出方法だと費用便益比が上がらない構図になっており、それはそれでやむを得ないと思っています。

気になるのが、想定外という言葉が付いていますが、この種類の工事では、地質・地層は施工してみないと分からないところがあります。事業評価という意味では、確かに追加でかかる費用については事業費の変化として審議しますけれども、そこに想定外という言葉が出てくるのは少し違和感があります。

それともう 1 つは、橋梁架設時の安全確保対策ということで 26 億円増とありますが、これは今回の高知南国道路の箇所では交差交通が多いからということだと思いますが、これ以外の南国安芸道路や南国安芸道路（芸西西～安芸西）の間には、このような場所はあまり無いのでしょうか。他の 2 つの道路については、同じような条件の場所が無いので、今回上がっていないという理解でよろしいでしょうか。

事務局：

最初のご質問ですが、地質調査に関しては地元の皆様にご協力を得なければならないという面からも、事業化の前にボーリングをすることは難しいので、事業化前には近隣のボーリングデータを用いて事業費を想定していくことになります。今回のように、深部で圧密が進んでいないという箇所もそれほど多いわけではなく、偶然このランプ部分で見つかったというところであり、まさに想定外になってしまったところ です。

それから、もう 1 つのご質問ですが、高知南国道路では橋梁架設時の安全確保対策を実施しますが、他の 2 つの道路につきましては、これから詳細な設計をして架設方法を検討していきます。これからの架設工法も、橋桁落下事故を踏まえて、供用中の道路上での架設時の安全対策を見直し検討しますので、その結果を踏まえて、もし事業費が増加するようであれば、再度委員会に諮ります。

委員長：

よろしいでしょうか。

事務局：

地質の件について補足をしますと、先程ご説明しましたように、事業化前に先行してボーリングを実施することが難しいため、近隣のボーリングデータから想定していくこととなりますが、社会資本整備審議会の道路分科会の事業評価部会で、全国的に地質リスクによる問題が多いことから、事業の新規採択時から地質リスクを見込んで事業費を算出するよう指摘を受けており、全国的に地質リスクを見込んで事業費を算出するような動きになっています。

委員長：

ありがとうございました。大体意見が出たようなので、意見の整理を行いたいと思います。要点審議の道路事業3件について、事業継続とする事業者の判断は妥当ということではいかがでしょうか。

はい、ありがとうございました。これで再評価の4件の審議は終わりました。次に事後評価の審議に移りたいと思います。国営讃岐まんのう公園の説明をお願いします。

■事後評価 今後の事業評価の必要性等について1件審議

・国営讃岐まんのう公園

(上記について、事務局から資料5-1、5-2-1により説明)

委員長：

はい、どうもありがとうございました。それでは審議に入りたいと思います。ご意見はありませんか。

委員：

実際、年間50万人、累積で800万人の入場者がいて入場料収入があるわけですが、その一方で維持管理は国土交通省が直営ではなく、民間に委託して運営をしていると思いますが、その費用は総費用の維持管理費の中に含まれているのでしょうか。

事務局：

維持管理費用の中に含まれています。

委員：

運営費と入場料収入のバランスはどうですか。運営費が入場料収入で賄われているのか教えてください。

事務局：

年間の入場料収入は、約1.2億円です。また、レストラン、キャンプ場や駐車場の収益施設の収入が約2.7億円となっております。支出は、公園の運営委託費として約4億円となっております。

委員：

収入と支出がだいたい同じぐらいですね。

資本費的のところまでは、入場料収入等ではカバーできていないということですね。

ありがとうございます。

委員長：

色んなことにボランティアが参加していますが、どのような方達ですか。その方達は継続して参加していただける感じなのでしょうか。

事務局：

ボランティアについては、様々な年齢階層がありますが、主には高齢者の方が多いかと思っております。その継続性については、高齢者の方が今後も継続して参加していただけるとは限りませんので、これからは新たな若い世代のボランティアの方を増やすことが、1つの課題となっております。

委員長：

はい、ありがとうございます。他にありますかでしょうか。

委員：

トラベルコスト法についてですが、これ見るとまんのう公園の利用者数の需要の推計を含めて評価されていると読めますが、ここでは、例えば人口の高齢化が進んで年齢が変わって行くことを加味して、将来の需要を推計しているのでしょうか。

事務局：

まんのう公園の全面供用から50年後までの推計を出していますが、将来需要については社会保障・人口研究所の推計人口を加味して、算出しています。

委員：

この評価の中では、おそらく需要は将来減少していく評価になっていると想像できますが、需要の増加に向けて取り組まれるということなので、需要の推計に引っ張られないように頑張りたいと思います。

事務局：

人口については、先程も申し上げましたように、推計値が減少傾向にありますが、イベント、広報、場合によっては外国人観光客を今後取り込んでいくなど、利用者の増加を図る取り組みを積極的に実施していきます。

委員：

ありがとうございます。今回、便益マニュアルに記載されている以外の事業効果についても、色々とリストアップされていて、このB/Cは、過小評価になっていると思いますが、ぜひ便益マニュアル以外の効果についても引き続き発現できるように頑張りたいと思います。

委員長：

はい、ありがとうございます。他にありますかでしょうか。

委員：

公園の事業効果には、有形無形の色んな便益があると思いますので、基本的に便益の算出方法をもう一度考えていただいた方がいいのではないかと正直思います。

例えば、今回トラベルコスト法で算出していますが、そもそも右下がりの需要曲線では、公園に行くまでのコストが下がると、公園に行く需要量が上がるという前提となっていますが、実際、当然時間とお金は有限ですので、無尽蔵に需要が増えて行くとは限りません。何を言っているかと言うと、公園に行く回数が増えるということは、その裏でどこかに行くことの手数が減っている可能性がありますので、それを考えると、キャンセルアウトされているところを便益として計上している可能性が無きにしも非ずです。ベースラインをどこに置いているか、少し疑問に思うところがありますので、より詳しい方にご意見をいただいた方が良くと思います。また、有形無形の色んな便益がありますが、個人的な意見としては便益を算出する自体が難しいことだと思いますので、公園の評価手法を根本的に国全体として考えた方が良くのではないかと思います。

事務局：

はい。了解しました。今回、本省公園緑地・景観課から出されている「大規模公園費用対効果便益分析マニュアル」に従って評価していますが、ご発言のとおり、公園を利用することによる効果には、心理的な価値など様々な効果があり、便益の算出が非常に難しいところがあります。

本委員会でもいただいた内容は、本省にも伝えて、検討して行きたいと思います。

委員長：

はい、ありがとうございます。他にありますかでしょうか。

委員：

改善措置の必要性として、「より一層の効率化とコスト削減を図る」とあり、その他にも「住民ボランティアとの協議・連携により、今後コストを削減して行く」とありますが、これはボランティアを増やして維持管理費を削減して行くということでしょうか。資料の中はかなりボランティアについて多く記載されている気がします。あまりにもボランティアの参画を見込み過ぎているのではないかと少し心配がありましたのでお伺いします。

事務局：

確かにボランティアに頼っているところではありますが、一方で維持管理費が限られておりますので、今後もボランティアの方との連携により、コスト削減を図ってまいります。さらに、先程説明しましたとおり、小学生を対象とした環境学習プログラム等を通じて、まんのう公園を広く知ってもらい、ボランティアの底上げを図っていきたくと考えております。

委員長：

はい、ありがとうございます。他にありますかでしょうか。

委員：

そもそも、完成した公園の事業評価をする必要があるのか素朴な疑問としてありますが、それよりもむしろ、この公園を今どう使ってどういう問題があるかと評価することの方が、意味があると思います。

1つ伺いたいのは、今、国土交通省が所有して、レストラン等の運営を委託契約で委託されていると思いますが、例えば高松空港が民営化しましたけれども、民間に公園の運営権を渡す考えはないのか聞かせて下さい。

事務局：

まんのう公園につきましては、平常時の公園利用だけではなく、災害時の防災拠点としての価値についても今後ますます期待されています。

今後の運営の話ですが、現在、まんのう公園の維持管理業務は民間に委託しています。また、昨年度に都市公園法が改正され Park-PFI 制度が新たに創設されました。まんのう公園における Park-PFI 制度の導入は、今後の課題として認識していますが、今すぐに導入することにはなっていません。

委員長：

はい。よろしいでしょうか。大体の意見が出たようなので、意見の整理を行いたいと思います。国営讃岐まんのう公園について、今後の事業評価の必要性、改善措置の必要性及び、同種事業の計画・説明のあり方や、事業評価手法の見直しの必要はないとする事業者の判断は妥当ということでしょうか。

ありがとうございました。以上で、本日の審議は終わりますが、本日の審議を通じて、ご意見のある方がおられましたらお願いいたします。よろしいですか。

はい、以上で今回の対象案件についての審議を全て終了いたしました。委員会の運営にあたりまして、委員の皆様のご協力に感謝いたします。

次回の第3回委員会ですが、12月11日15時からの開催を予定しておりますので、日程の確保をお願いいたします。それでは議事の進行を事務局へお返しいたします。

事務局：

どうもありがとうございました。この後、委員長におかれましては、審議内容を取りまとめた資料を、ご確認いただきますので、恐れ入りますが控え室でお待ちいただきますようお願いいたします。

皆様、長時間のご審議、誠にありがとうございました。それでは、これもちまして「平成30年度第2回四国地方整備局事業評価監視委員会」を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。